津市告示第38号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、令和5年津市告示第41号は廃止する。

令和6年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例(平成18年津市条例第73号)別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

- 第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。
 - 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下 「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以 下単に「登録住宅性能評価機関」という。)
 - 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第 53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機 関(以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)
 - 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性 能表示制度(以下単に「BELS」という。)に基づく、建築物に係るエ ネルギー消費性能の評価を実施する機関(以下単に「評価機関」という。)
- 第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとす る。
 - 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供す る部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)
- (3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)
- 2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)又は(4)とする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能 判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(法第54条第1項第1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)
- 第3 簡易な評価方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。
 - 1 共同住宅等(共用部分がないものに限る。)又は複合建築物の共同住宅等の部分(共用部分がないものに限る。)が評価対象の場合 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
 - 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分が評価対象の場合 基準省令 第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法